



問6：農業用ハウスは、基礎の有無等で課税が異なりますか。

⇒答：農業用ハウスについては、固定資産税の課税対象となりますが、建て方や材質の種類等によって「償却資産(※)」とするか「家屋」とするかを判断します。

「償却資産」として課税	「家屋」として課税
屋根や周壁がビニルフィルムの場合 (事業用)	屋根および周壁がガラスやアクリル樹脂等の恒久的な資材である場合
	
	※イメージ

※「償却資産」として課税する農業用ハウスの中でも、 種類や素材等により耐用年数が異なります。		骨格部分の素材		
		金属造	木造	その他
資産 の 種類	構 築 物 (基礎がしっかりしたもの)	14年	5年	8年
	機械及び装置 (ボイラー等と一式で計上した場合)	7年		
	器具及び備品 (上記以外の簡易なもの)	10年	5年	

問7：農耕作業用の車両は申告の対象になりますか。

⇒答：農耕作業用の大型特殊自動車は償却資産の申告対象となります (下記の表のとおり)。

	農耕作業用自動車 (乗用装置があるもの)	
	(例) 農耕トラクタ, 農業用薬剤散布車, 刈取脱穀作業車(コンバイン), 田植機, 農耕作業用トレーラ等, 国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	
要件	最高速度が時速 35km 以上のもの	最高速度が時速 35km 未満のもの
区分	大型特殊自動車	小型特殊自動車
税 ・ 手続	固定資産税 (償却資産)	軽自動車税
	運輸支局への登録の有無に関わらず固定資産税 (償却資産) の対象となるため, 資産税課に申告の必要があります。	公道での走行の有無に関わらず軽自動車税の対象となるため, 市民税課に申告して標識の交付を受ける必要があります。
備考	ナンバー登録をしている場合は (分類番号) 9, 90~99, 900~999	・緑色のナンバープレート ・(例) 高知市 い1234